

令和3年5月21日

市内保育園・幼保連携型認定こども園
保 護 者 様

野々市市健康福祉部
子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症対策にかかる保育園・認定こども園の対応について

先般、石川緊急事態宣言が延長されたことや、隣接する金沢市に「まん延防止等重点措置」が適用されたこと、また、県内では感染力の強い変異株が主流となり、感染経路不明者が増加していることなどから、下記のとおり家庭保育の協力要請期間を延長することにいたしました。

今後も、保育園・認定こども園ではできる限り感染予防に努めてまいりますが、通常保育では十分な対策をとることが難しいことから、当面の間は感染拡大のリスクを可能な限り低減させるため、ご協力をくださいますようお願いいたします。

記

◎ 家庭保育の協力要請期間の延長 及び、欠席に伴う利用者負担額の減額 について

対象期間：令和3年5月13日～5月31日 → 6月13日まで延長

家庭保育が可能であるまたは、感染への不安があり登園を控えたい等、家庭での保育を希望される方やご協力いただける方は対象期間中の利用者負担額（保育料）を日割り計算により減額いたします。人数把握のため、早めに施設へご連絡ください。保育の提供が必要な方につきましては、通常保育となります。可能な限り早いお迎えにご協力をお願いいたします。

◎ 「育児休業からの復帰期限」と「求職活動の勤務証明書提出期限」を特例として延長します

市内の保育園・認定こども園につきましては、就労等により保育の必要な方が利用できるよう開園しているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、入園に関する所定の要件が一時的に満たせなくなることが想定されます。

そのため、次のとおり、「育児休業中の方」及び「求職活動中の方」の継続利用について、一時的に要件の緩和を行います。

育児休業からの 復帰期限	育児休業中で申し込んだ場合、復職の期限を下記の期限まで延長します。 4月、5月、6月入園の方は、令和3年7月1日までに復帰期限を延長。 ※就労証明書は就労開始後2週間以内にご提出ください。
求職活動の就労 証明書提出期限	求職要件における認定期間は原則90日ですが、県独自の緊急事態宣言が出ていることを考慮し、最大7月末までの期間延長を行います。その場合、再度申立書の提出が必要となり、8月1日までの就労開始が条件となります。 ※就労証明書は就労開始後2週間以内にご提出ください。

【注意事項】

※在籍扱いとすることで、利用者負担額（保育料）についてはご負担いただくこととなります。

※今後の状況により、上記の取り扱いをさらに延長する場合があります。

【問い合わせ先】野々市市 健康福祉部 子育て支援課 保育係 電話 076-227-6076